

## 概要

審査請求人（以下「請求人」という。）には休業の必要性が認められるとして、不支給とした原処分を取り消した事例

## 要旨

### 1 事案の概要及び経過

請求人は、〇会社〇支店所属の大型トラック運転手として勤務していたところ、平成〇年〇月〇日、配送先で荷下ろし作業中にトラック荷台から転落し負傷した。当日〇病院に受診し、「右第1中手骨骨折、左膝部挫傷、頭部打撲挫傷、左手挫傷、骨盤部挫傷」と診断され、入院にて右第1中手骨骨折の整復接合手術等の治療を受けた後、平成〇年〇月〇日に〇病院に転医し通院にて保存的治療を受けらる中で、同年〇月〇日に骨内挿入物の除去術が行われ、平成〇年〇月〇日治癒となった。

請求人は、平成〇年〇月〇日までの休業補償給付の請求を監督署長にしたところ、監督署長は、平成〇年〇月〇日までの休業加療期間にかかる休業補償給付の請求については、支給する旨の処分を行ったが、平成〇年〇月〇日から同月〇日までの22日分については、休業の必要性が認められないとの理由で支給しない旨の処分をした。

### 2 審査請求の理由

審査請求代理人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

請求人は主治医のもとで、同病院にてリハビリテーション医療を本件休業期間内に3回受療し、療養のため労働することができないため、主治医の指示のもと休業加療を要したにもかかわらず、休業の必要性が認められないとして行った監督署長の不支給決定処分は誤りである。

### 3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

本件休業請求の休業証明をした主治医は、休業の必要性について、「(右母指)可動域制限」のためと所見し、平成〇年〇月〇日の面談時においては、「前医で受けたワイヤー固定に関しておかしな場所に入っていたので(平成〇年〇月〇日)抜去した。〇月～〇月の運動療法で可動域は改善したが、〇月中はペンを持つのも困難だった。骨折箇所がCM関節だったので右手は使えない状態だったと思う。〇月からは投薬もなく疼痛の訴えもなかったため、いつの時点で治癒とするかを請求人と相談していた。」と述べている。

したがって、請求人については、抜釘後、約2か月間の理学療法等により、労働不能の主要因であった可動域制限は改善し、また、疼痛の訴えも認められなくなったことから、少なくとも平成〇年〇月〇日以降については軽作業への就労は可能と判断した。

以上のとおり、受傷4か月以上経過した平成〇年〇月〇日以降については、軽作業への就労が可能であり、労働不能とは認められない。

### 4 審査官の判断

休業の必要性について、主治医は、「本件休業期間について医学的に見てリハビリテーション医療を必要とし、同医療を行いながら就労可能かどうかの経過観察を行っていた。」「就労は当然に不可能であった。」と所見している。また、地方労災医員の意見書では、「請求人は平成〇年〇月〇日右第1中手骨々折を受け、〇病院にて鋼線固定を受けている。」「その後、〇病院に転医となり、平成〇年〇月〇日に鋼線抜去されている。この時のエックス線写真像によると、骨折部は軽度に変形しているが、骨癒合は完成している。」「その後、リハビリを受け、平成〇年〇月〇日治癒となった。」「右手関節の背屈時疼痛が持続し、平成〇年〇月〇日のリハビリ終了時でも疼痛が存在した。」「以上より、右手を使用する作業には支障があったものと考えられ、特に、請求人の職業は大型トラックの運転手であり、重量物の運搬も必要であった。このため、骨折時より治癒と判定される時点までの休業加療は必要であったと判断される。」との意見であり、当審査官としても妥当なもの認められる。

以上のことから、本件休業期間について休業の必要性が認められないとの理由で休業補償給付を支給しないとした監督署長の処分は、失当であり取り消さなければならない。